

# 村営住宅入居者のしおり

## 若者単身者用集合住宅

御 杖 村

## 入居者の皆さんへ

村営住宅のうち若者単身者用集合住宅は、村内に移住する若者に対し、定住のための足掛かりとなるための住宅として建設されたものです。

地域活性化の担い手の確保及び交流事業を推進に寄与することを目的とした公共的な性格を持った住宅です。

入居者の皆さんは、若者単身者用集合住宅の建設されている趣旨等をよく理解され、善良なる精神で若者単身者用集合住宅を使用されますようここに、入居者が最低限度守りご理解いただくために、「しおり」を作成しましたのでご一読され、お互いに快適な生活を営まれるようお願いいたします。

## 1. 村営住宅入居の手続き

村営住宅の入居決定者は決定のあった日から10日以内に次の手続きをしてください。(期間内に手続きをしない場合は、入居決定が取り消されることもあります。)

- (1)国内に居住し、独立の生計を営み、確実な保証能力を有する連帯保証人の連署する請書(第4号様式)を提出してください。
- (2)敷金を納付してください。(敷金は住宅使用料の3月分で退去時にはお返しします。)

## 2. 契約期間

契約期間は最長5年間とし、定期建物賃貸契約についての説明を受けた後、契約期間承諾書(第8号様式)をご提出いただきます。入居決定後は定住のための新居を探していただくことが必要です。

## 3. 入居者の保管義務

- (1)村営住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。
- (2)入居者の責に帰すべき事由により村営住宅が滅失又は、き損した時は、入居者が原型に復し又は、これに要する費用を賠償しなければならない。
- (3)入居者は、周辺環境を乱し又は、他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- (4)入居者が村営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、村長に届出をしなければならない。
- (5)入居者は、村営住宅を他人のものに貸し又は、その入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
- (6)入居者は、村営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。  
ただし、村長の承認を得たときは当該村営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。
- (7)入居者は、当該住宅を模様替えし、又は増築をしてはならない。  
ただし、村長の承認を得たときはこの限りではない。  
村長は承認するにあたり入居者が当該住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行い、村の住宅監理員(村職員)の検査を受けること。

## 4. 連帯保証人の変更

---

村営住宅に入居の際、届け出た連帯保証人が住所を移したとき、死亡したとき、失業したとき、住所が不明になったときは連帯保証人の変更手続きを10日以内にしてください。また、連帯保証人の住所、勤務先等に変更が生じたときはすぐに届け出てください。

## 5. 住宅使用料の決定

---

若者単身者用集合住宅の毎月の使用料は、34,000円とする。ただし、物価の変動等により変更する場合がある。

## 6. 収入の申告

---

入居者は、毎年、村に対して収入を申告しなければならない。

## 7. 住宅使用料の納付

---

入居者は、毎月末までその月分を納付する。(なるべく口座振替で)

入居者が新たに住宅に入居、又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用が1月に満たないときは、その月の住宅使用料は日割り計算による。

## 8. 村営住宅の修繕と費用の負担

---

村営住宅の修繕費用には、村が負担するものと、入居者が負担するものがある。

### (1) 村の負担で修繕するもの

建物の基礎、柱、壁、床、屋根等建物の主体となる構造物及び駐車場、駐輪場、浄化槽等の共同部分。ただし、これらのものでも入居者の責任で修繕の必要が生じたときは、入居者の負担となります。

### (2) 入居者負担で修繕するもの

- ① 建築クロス(壁紙)の張替え・破損ガラスの取替え、ガラス戸等の棧・ガラス戸と雨戸のレール、シャッター、ドア、カードキーの破損・紛失。
- ② 電気  
照明器具の電球の交換。リモコンの電池の交換。

### ③給排水

各種水栓のパッキンの交換、浄水カートリッジの交換、排水管のつまりによる修理、清掃、その他付帯施設の構造上重要でない部分の修理。

### ④物置

自分の駐車場にある物置の管理(退去時には清掃)

### (3) その他入居者が負担する費用

①電気、水道、電話、テレビ・インターネットの使用料

②共同施設の使用又は維持、運営に要する費用

## 9. 村営住宅の明け渡しを請求する場合

次のような場合には、村営住宅の明け渡しを請求することになりますので注意してください。

(1)不正虚偽の行為によって入居したとき。

(2)住宅使用料を3月以上滞納したとき。

(3)村営住宅を故意に損傷させたとき。

(4)正当な理由によらず15日以上村営住宅を使用しないとき。

(5)契約期間が満了するとき。

## 10. 村営住宅を退去される時

村営住宅を退去される時は、次の点に注意してください。

### (1)明渡届の提出

退去の日の2週間前までに明渡届(第16号様式)を提出するとともに、村の検査を受けてください。

### (2)住宅の清掃

村営住宅は公共の建物です。借りた後は清掃して返してください。

①エアコンのフィルターの清掃。

②クロス張替え(キズ、汚損箇所) ※経年劣化によるものは除く。

③増築物、模様替えを行った場合は、撤去及び原状回復を行う。

④前入居者から引き継いだ場合についても本人の物と同様撤去及び原状回復する。

### (3)カードキーの返還

(1)、(2)をすませてからカードキー及び物置の鍵を村へ返還してください。

カードキー等の返還後、村の住宅監理員(村職員)の検査を受ける。

#### (4)退去日の指定

正式な退去後、退去日の指定をする。

### 11. 退去の際の住宅使用料及び敷金の返還について

- (1)指定された退去日までの使用料を納める。
- (2)敷金の返還(入居のときにお預かりした敷金を返還します。)
- (3)住宅使用料に未納のある場合は支払いを済ませる。

### 12. その他の手続

- (1)電 気・・・関西電力(株) (0800-777-8810)
  - (2)電 話・・・NTT 西日本(局番なし116)
  - (3)水 道・・・御杖村住民生活課(0745-95-2001)
  - (4)水道工事・・・ヤマダ設備(0745-95-2375)  
辻本設備(0745-95-2304)
  - (5)郵便物・・・御杖郵便局(0745-95-2050)
  - (6)テレビ・インターネット・・・こまどりケーブル (0120-667-740)
  - (7)防災行政放送・・・御杖村総務課(0745-95-2001)
  - (8)合併処理浄化槽・・・東和清掃社(0745-95-2659)
- ※村外へ移動される方(転出届)……御杖村住民生活課(0745-95-2001)

### 13. 村営住宅使用上の注意

#### (1)環境の整備について

住宅敷地内の側溝柵の清掃並びに住宅内通路建物内の共用階段の清掃、環境の整備については、入居者全員で協力して行い、美しい住宅、快適な住宅になるようお願いします。

#### (2)動物類の飼育の自粛について

犬、猫、鳥などの動物類を飼育すると、鳴き声、毛や羽根が飛び散ったり、飼料のかすや、糞が悪臭を放って外の入居者に迷惑をかけますので、動物類の飼育は自粛して下さい。

(3) 目的外使用の禁止について

村営住宅を住宅以外の目的に使用、又は改造することはできません。

(店舗、作業場、団体の事務所等)

(4) 共益費について

共益費は住宅使用料に含まれます。

(5) 騒音の防止について

テレビ、自動車等の音量など近隣の迷惑を十分考えてお互い気をつけましょう。

(6) 火災防止について

灯油、ガス、電気器具等の取り扱いには注意し火災の防止に努めるようお願いします。

万一、出火の際には、他の入居者に知らせるとともに直ちに 119 番へ通報してください。

なお、出火の原因が入居者にある場合は、原状回復、損害賠償及び住宅の明け渡しなどの措置を受けることがあります。

(7) 村営住宅に被害があったとき

強風、地震等のあとは村営住宅に被害がないか確認してください。

被害があったときは、むらづくり振興課に連絡してください。

(8) 自治会加入等について

入居された方は、住所地が属する自治会に加入して下さい。また地域のボランティア組織（例えば消防団等）への積極的な加入もご検討下さい。

〒633-1302

奈良県宇陀郡御杖村大字菅野 368 番地

御杖村役場 むらづくり振興課

TEL 0745-95-2001 (内線 131) FAX 0745-95-6800